

自転車交通安全講座

～交通ルールを正しく理解し、安全運転に努めましょう～



西宮市キャラクター
みやたん

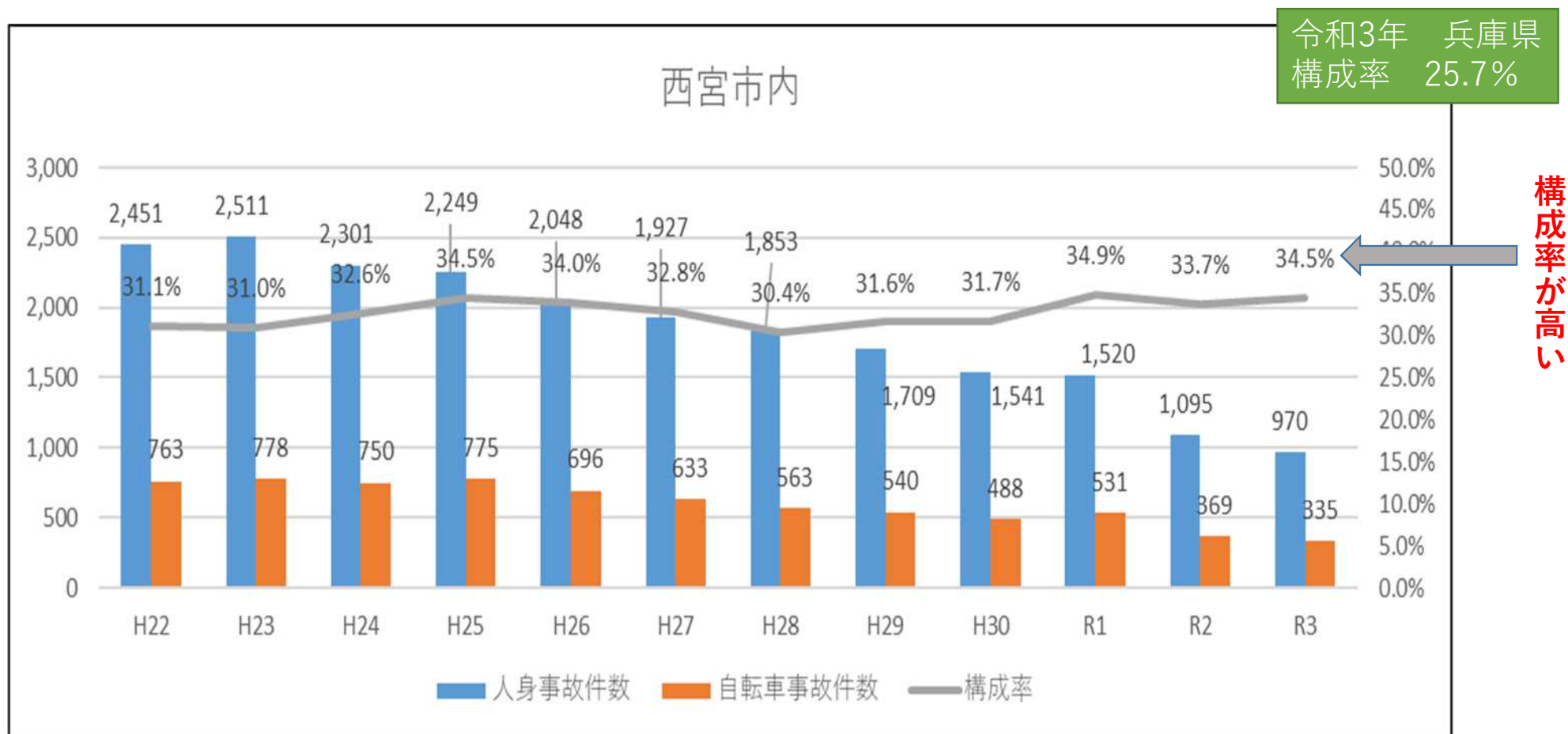
西宮市 交通安全対策課 2022.12

自転車事故

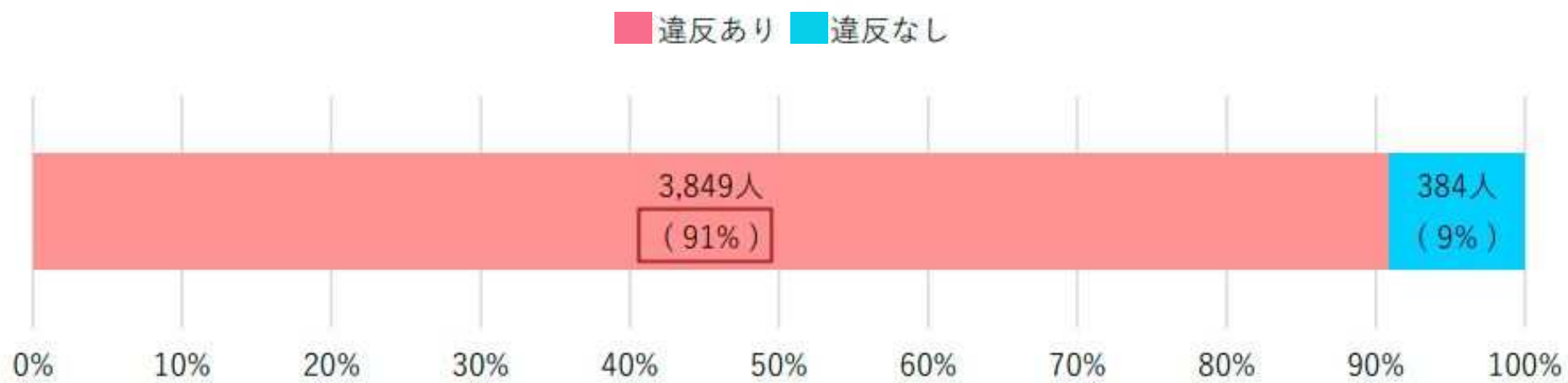


(スケアード・ストレイトより)

自転車に関する交通事故発生状況



(兵庫県警察 交通事故データより)



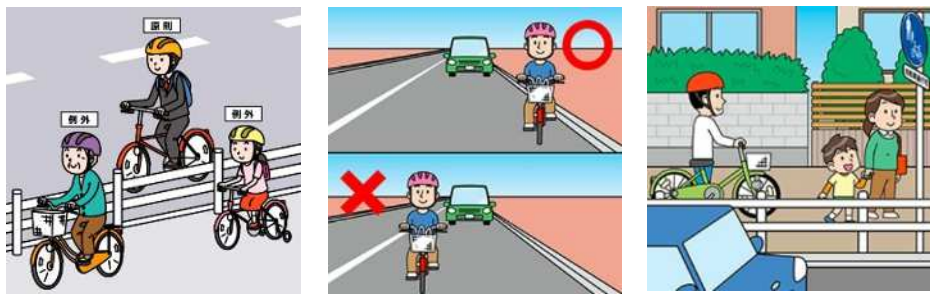
県内における令和 2 年中の自転車乗車中の死傷者の約 9 割に徐行違反や一時不停止などの交通違反が認められる。

(兵庫県警察 交通事故データより)

自転車安全利用五則

(令和4年11月1日 中央交通安全対策会議 交通対策本部決定)

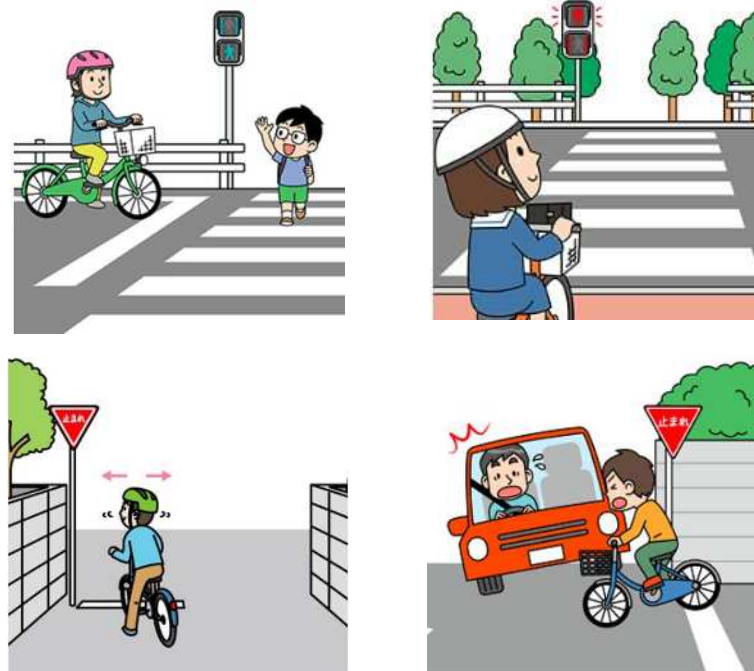
1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先



自転車は例外として次の場合は歩道を通行できます

- 道路標識や道路標示で指定された場合
- 運転者が児童・幼児、70歳以上の高齢者または車道通行に支障がある身体障害者であるとき
- 交通の状況に照らして、通行の安全を確保するために、歩道を通行することがやむを得ない場合

2 交差点では 信号と一時停止を 守って、安全確認



3 夜間はライトを点灯



4 飲酒運転は禁止

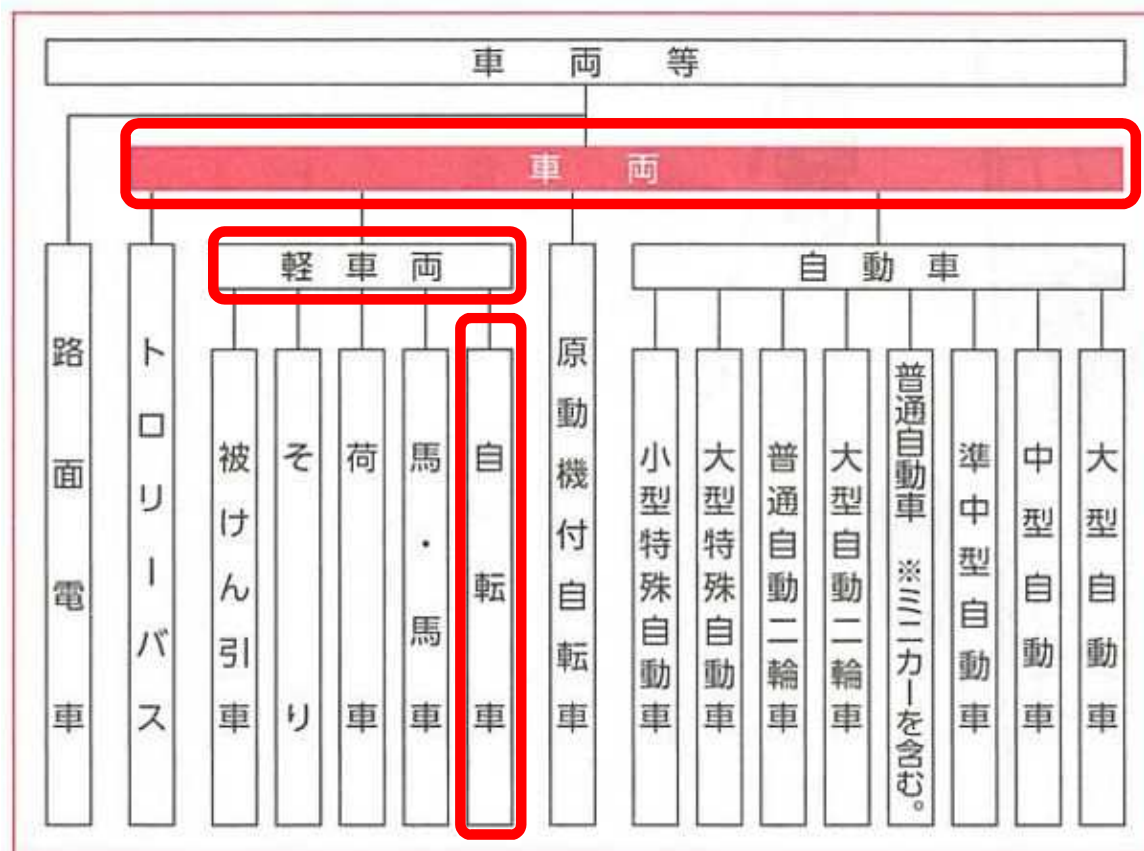


5 ヘルメットを着用



自転車は車と同じ車両

(道路交通法より)



車道が原則、左側を通行

(以下、自転車に係る主な交通ルール、兵庫県警察HPより)

1. 歩車道の区別がある道路では、車道を通行！

車道と歩道の区別のある道路では、車道を通行することが原則です（※ 歩道通行できる場合は、「歩道の通行方法等」を参考）。

【根 拠】 道路交通法第17条第1項

【罰 則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金



2. 道路の左側端に寄って通行！

道路（車道）の中央から左側部分の左側端に寄って通行しなければいけません。

【根 拠】 道路交通法第17条第4項、同法第18条第1項

【罰 則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

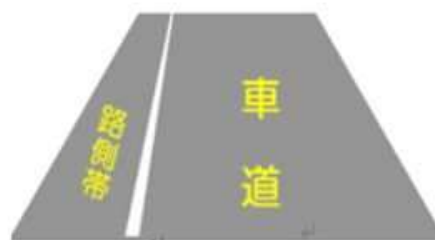


(矢羽根型路面表示)
(市役所前線)

3. 路側帯の通行方法

道路の左側に、歩道の代わりに「路側帯」があるときは、その路側帯を通行することができます。ただし著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合や歩行者用路側帯は通行することができません。また、通行できる路側帯は道路左側に設置された路側帯のみです。

路側帯内では歩行者の通行を妨げない速度と方法で進行しなければいけません。

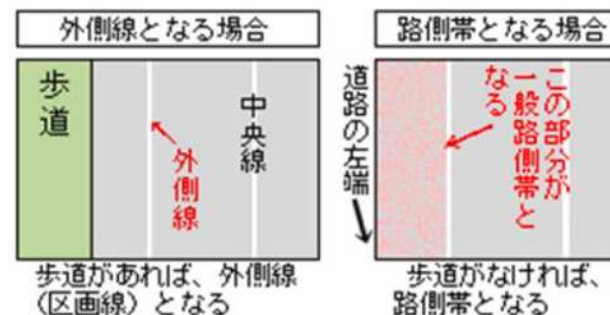


【根拠】 道路交通法第17条第1項、同法第17条の2

【罰則】

- 右側に設置した路側帯及び歩行者用路側帯を通行した場合
3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
- 歩行者の通行を妨げた場合
2万円以下の罰金又は科料

※ 歩道の有無によって道路上の標示は異なります。



※ 路側帯の種類



一般路側帯（通行可）



駐停車禁止路側帯（通行可）



歩行者用路側帯（通行不可）

4. 自転車道が設けられている場合

普通自転車は、自転車道が設けられている道路においては、自転車道以外の車道を横断する場合及び道路の状況によってやむを得ない場合を除き、その自転車道を通行しなければいけません。

【根 拠】 道路交通法第63条の3

【罰 則】 2万円以下の罰金又は科料



(国道2号 自転車道 市役所北側)

歩道は例外、歩行者優先（歩道の通行方法）

1. 道路標識や道路標示を確認！

普通自転車は、「歩道通行可の標識や標示」がある歩道を通行することができます。

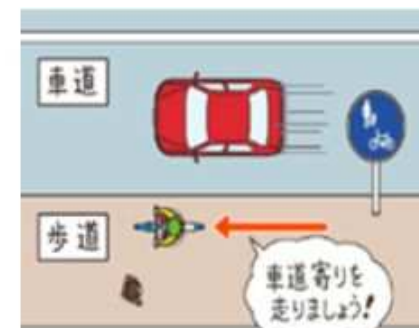
【根拠】 道路交通法第63条の4第1項第1号



「普通自転車歩道通行可」の標識



「普通自転車歩道通行可」の標示



（ピクトマーク・山手幹線 歩道）

2. 13歳未満の児童・幼児、70歳以上の高齢者は歩道通行可！

普通自転車の運転者が、13歳未満の児童・幼児又は70歳以上の高齢者の場合は、「歩道通行可の標識や標示」が無くても歩道を通行することができます。

【根拠】 道路交通法第63条の4第1項第2号

3. やむを得ない場合は歩道通行は可能！

車道又は交通の状況に照らして、通行の安全を確保するために歩道を通行することがやむを得ないと認められるときは歩道通行することができます。

【根拠】 道路交通法第63条の4第1項第3号

«歩道通行することがやむを得ないと認められるときは…»

例えば

- 道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側部分を通行することが困難な場所を通行する場合
- 著しく自動車等の交通量が多く、かつ、車道の幅が狭いなどのために、追越しをしようとする自動車等との接触事故の危険がある場合

など自転車の通行の安全を確保するため、一時的に歩道を通行することがやむを得ないと認められるときが該当します。

4. 歩行者の優先！

歩道通行が可能な場合でも、歩道は歩行者優先であり、普通自転車が通行する場所や方法が道路交通法で規定されていますので、その内容をよく理解しておく必要があります。

(1) 普通自転車通行指定部分がある場合は、その部分を通行！

(2) 普通自転車通行指定部分がない場合は、歩道の中央から車道寄りの部分を通行！

(3) 上記(1)、(2)の場合とも徐行し、歩行者の通行の妨害となる場合は一時停止しなければいけません。

普通自転車通行部分の
指定がある歩道



【根 拠】 道路交通法第63条の4第2項

【罰 則】 2万円以下の罰金又は科料

交差点の通行方法

1. 信号を守りましょう



原則、車両用信号機に従って進行しなければいけません。

特に、横断歩道を通行して道路を横断する場合や歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の表示がある場合は、歩行者用信号機に従わなければいけません。



歩行者自転車専用信号機 歩行者用信号機

【根拠】 道路交通法第7条 道路交通法施行令第2条

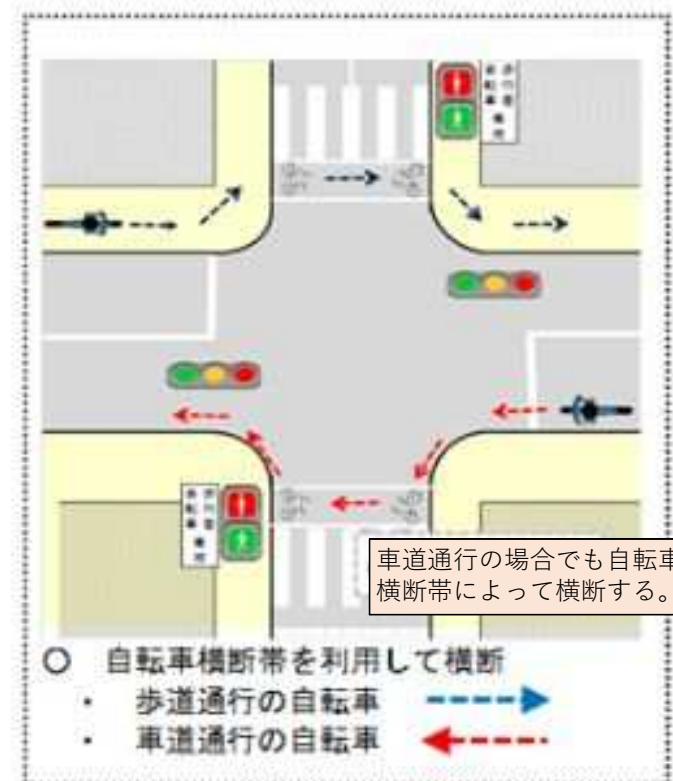
【罰則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金、過失は10万円以下の罰金

2. 自転車横断帯のある交差点の通行方法

交差点に自転車横断帯があるときは、その自転車横断帯を通過して通行しなければいけません。

【根拠】 道路交通法第63条の7、同法第63条の8

【罰則】 2万円以下の罰金又は科料（警察官等の指示に背いて自転車横断帯を横断しなかった場合）



3. 自転車横断帯がない交差点の通行方法

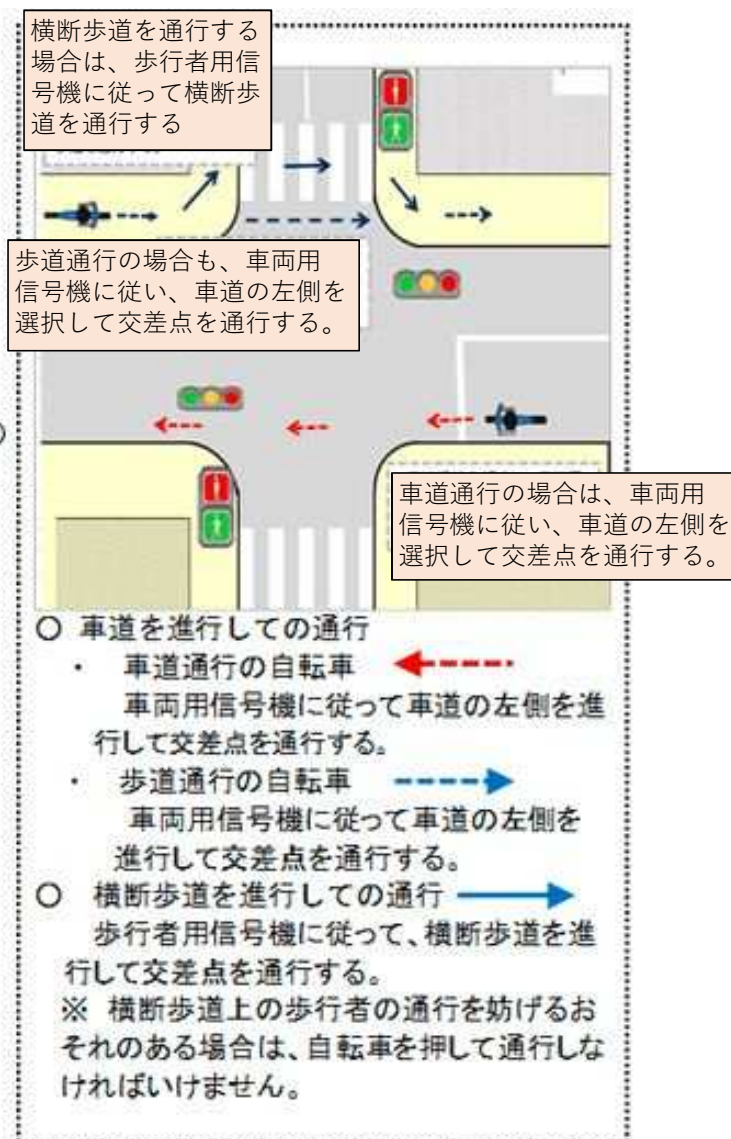
自転車横断帯がない場合、車道又は横断歩道を進行して交差点を通行することになりますが、その場合、確認すべき対面信号機が異なるので十分に注意する必要があります。

【根拠】 道路交通法第7条

【罰則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金、過失は10万円以下の罰金

- (1) 車道を進行して交差点を通行する場合は、車道の左側端に沿って、車両用信号機に従って進行しなければいけません。
- (2) 横断歩道を進行して交差点を通行する場合は、歩行者用信号機に従って進行しなければいけません。

※「横断歩道」は、歩行者の横断のための場所であり、歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は、自転車に乗ったまま通行してはいけません。【交通の方法に関する教則】



4. 交差点の右折について

信号がある交差点を右折する場合は、あらかじめできる限り道路の左側端に寄って、交差点の側端に沿って徐行しなければいけません。

このとき、対面する信号機の表示に従う義務があります（原付の二段階右折と同様）

信号がある交差点



信号がない交差点を右折する場合は、あらかじめできる限り道路の左側端に寄って、速度を十分落とし、交差点の内側を外大回りに右折しなければいけません。

信号がない交差点



その他の主なルール

1. 並進は禁止！

普通自転車は「並進可」の道路標識がある道路以外では並進してはいけません。

※ 兵庫県内に「並進可」の規制実施箇所はありません。

【根 拠】 道路交通法第19条、同法第63条の5

【罰 則】 2万円以下の罰金又は科料



2. 歩行者専用道路は通行不可！

歩行者専用道路は商店街等に多くみられますが、自転車は通行できません。

【根 拠】 道路交通法第8条第1項

【罰 則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金、過失は10万円以下の罰金



3. 一方通行は補助標識を確認！

補助標識で除外されていない限り、規制の対象となり、一方通行を逆走してはいけません。

【根拠】 道路交通法第8条第1項

【罰則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金、過失は10万円以下の罰金



(自転車は除く)



(自転車も対象)

4. 遮断踏切への立入は禁止！

遮断機が下りていたり、警報機が鳴っているときは、絶対に踏切内に入ってはいけません。

【根拠】 道路交通法第33条第2項

【罰則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金、過失は10万円以下の罰金



5. 交差点での安全な進行！

交差点に入ろうする場合及び交差点を通行する場合は、

- 交差する道路を通行する車両等
- 反対方向からくる右折車両等
- 横断歩行者

に注意して、できる限り安全な速度と方法で進行しなければいけません。

【根拠】 道路交通法第36条第4項

【罰則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金



6. 見通しの悪い交差点では徐行！

道路標識等のある場合のほか、左右の見通しの悪い交差点等に進入しようとする場合は、徐行しなければいけません。

【根拠】 道路交通法第42条

【罰則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金、過失は10万円以下の罰金



7. 一時停止は確実に！

自転車が一時的停止規制を免除される規定はありません。

一時停止の標識のある交差点では、停止線の直前で一時停止するとともに、交差道路を通行する車両等の進行を妨害してはいけません。

【根拠】 道路交通法第43条

【罰則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金、過失は10万円以下の罰金



8. 夜間はライトの点灯を！

夜間、道路を通行するときは、前照灯（白又は淡黄色で夜間前方10メートルの距離にある障害物を確認できる性能を有するもの）をつけなければいけません。

【根拠】 道路交通法第52条第1項前段、道路交通法施行令第18条第1項第5号、兵庫県道路交通法施行細則第6条第1項第1号

【罰則】 5万円以下の罰金、過失も同じ



9. ブレーキのない自転車は運転禁止！

前輪及び後輪にブレーキを備え付けていない自転車を運転してはいけません。

【根拠】 道路交通法第63条の9、 道路交通法施行規則第9条の3

【罰則】 5万円以下の罰金、過失も同じ

10. 飲酒運転は禁止！

酒気を帯びて自転車を運転してはいけません。

【根拠】 道路交通法第65条第1項

【罰則】 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金（「酒酔い運転」の場合）



11. 走行しながらの傘差し運転、携帯電話は禁止！

携帯電話を操作しながら、傘を差しながらの運転は禁止されています。

【根拠】 道路交通法第71条第6号、兵庫県道路交通法施行細則第9条第1項第10号及び第11号

【罰則】 5万円以下の罰金



12. 安全な運転に支障を及ぼす音量での音楽等の聴取の禁止



例えば、イヤホンを使用して大音量で音楽を聴くなど、安全な運転に必要な音声（他の通行車両等の交通に関する音、警察官の警笛や呼び声等）が聞こえないような状態で自転車を運転してはいけません。

【根 拠】 道路交通法第71条第6項、兵庫県道路交通法施行細則第9条第1項第12号

【罰 則】 5万円以下の罰金



○事故の場合は必ず届け出を！

交通事故があった場合は、直ちに負傷者を救助して、危険を防止する等の必要な措置を講じるとともに、警察に事故の内容を連絡しなければなりません。

【根 拠】 道路交通法第72条第1項

事故を起こしたら
どんな責任が問われるの？

刑事上の責任

事故の重大さなどによっては、**罰金や禁錮**といった厳しい刑事罰を受けることがあります。
これにより、免許や資格が与えられない場合がある職業もあり、自分の将来の夢や人生設計に大きな影響が生じる場合があります。

[免許や資格が与えられない場合がある職業]

罰金以上の刑

医師/看護師/薬剤師/栄養士/調理師 等

禁錮以上の刑

教職員/弁護士/裁判官/公認会計士/建築士 等

民事上の責任

高額な賠償金を支払わなくてはならない場合があります。
※児童等の保護者も無関心ではられません

[裁判例]

坂道を下ってきた小学5年生(11歳)の少年の自転車が歩行中の女性(62歳)と衝突し、歩行者の女性が意識不明となった。

賠償金額 約 9,521万円 (平成25年7月:神戸地裁)

(西宮市HPより)

ルール違反を繰り返したらどうなるの？

自転車運転者講習制度

危険行為を反復(3年以内に2回以上)して行った
年齢14歳以上の自転車運転者に受講命令！

※対象となる15の危険行為については 次のスライド

自転車運転者講習

※講習手数料：6,000円

講習時間：3時間

受講命令に
従わなかった場合

5万円以下の罰金

15の危険行為

①信号無視

信号機や警察官等の手信号等に
従いましょう。



②通行禁止違反

通行が禁止されている道路や
場所を通行してはいけません。

※警察署長の許可を得た場合は除きます。



③歩行者用道路に おける車両の 義務違反(徐行違反)

通行ができる歩行者用道路では、
歩行者に注意して徐行しましょう。



④通行区分違反

自転車は、原則、車道を左側端に
寄って通行しましょう。

※道路の右側に設けられた路側帯を通行
する行為もこの違反になります。



⑤路側帯通行時の 歩行者の通行妨害

路側帯では、歩行者の通行を
妨害しないようにしましょう。



⑥遮断踏切立入り

遮断機が閉じようとしているときや
閉じている間、警報機が鳴って
いるときは、踏切内に入ってはい
けません。



⑦交差点安全進行 義務違反等

交差点では、安全な速度と方法で
進行し、左方向から来る車両等、
また、優先道路を進行する車両等
の通行を妨害してはいけません。



⑧交差点優先車 妨害等

右折する場合は、直進する車両
等や反対方向から左折する車両
等の通行を妨害してはいけません。



⑨環状交差点安全 進行義務違反等

環状交差点に入るときは徐行して、環状交差点内の車両等の通行を妨害してはいけません。



⑩指定場所 一時不停止等

「止まれ」の場所では必ず止まり、交差道路の車両等の通行を妨害してはいけません。



⑪歩道通行時の 通行方法違反

歩道の車道寄り部分を徐行し、歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければなりません。



⑫制動装置不良 自転車運転

ブレーキのない自転車、ブレーキが効かない自転車を運転してはいけません。
※前輪・後輪の一方にしかブレーキがない自転車で走行する行為も違反です。



⑬酒酔い運転

自転車でも、飲酒運転をしてはいけません。



⑭安全運転義務違反

ハンドル、ブレーキ等を確実に操作して安全に運転しましょう。

※傘さし運転やながらスマホ運転で事故を起こした場合も、安全運転義務違反になることがあります。



⑮妨害運転

(交通の危険のおそれ、著しい交通の危険)

他の車両の通行を妨げる目的で逆走して進路をふさいだり、幅寄せや、不必要な急ブレーキ等をしてはいけません。



西宮市内の取締り件数 約1,000件 (R3年中)

自転車指導啓発重点地区・路線 (兵庫県警察HPより)
国道2号【市役所前～津門】、阪急西宮北口駅周辺、阪神西宮駅周辺
県道浜甲子園甲子園口停車場線【上甲子園交差点～甲子園九番町交差点】、市道小曾根線【戸崎町交差点～上田中町交差点】



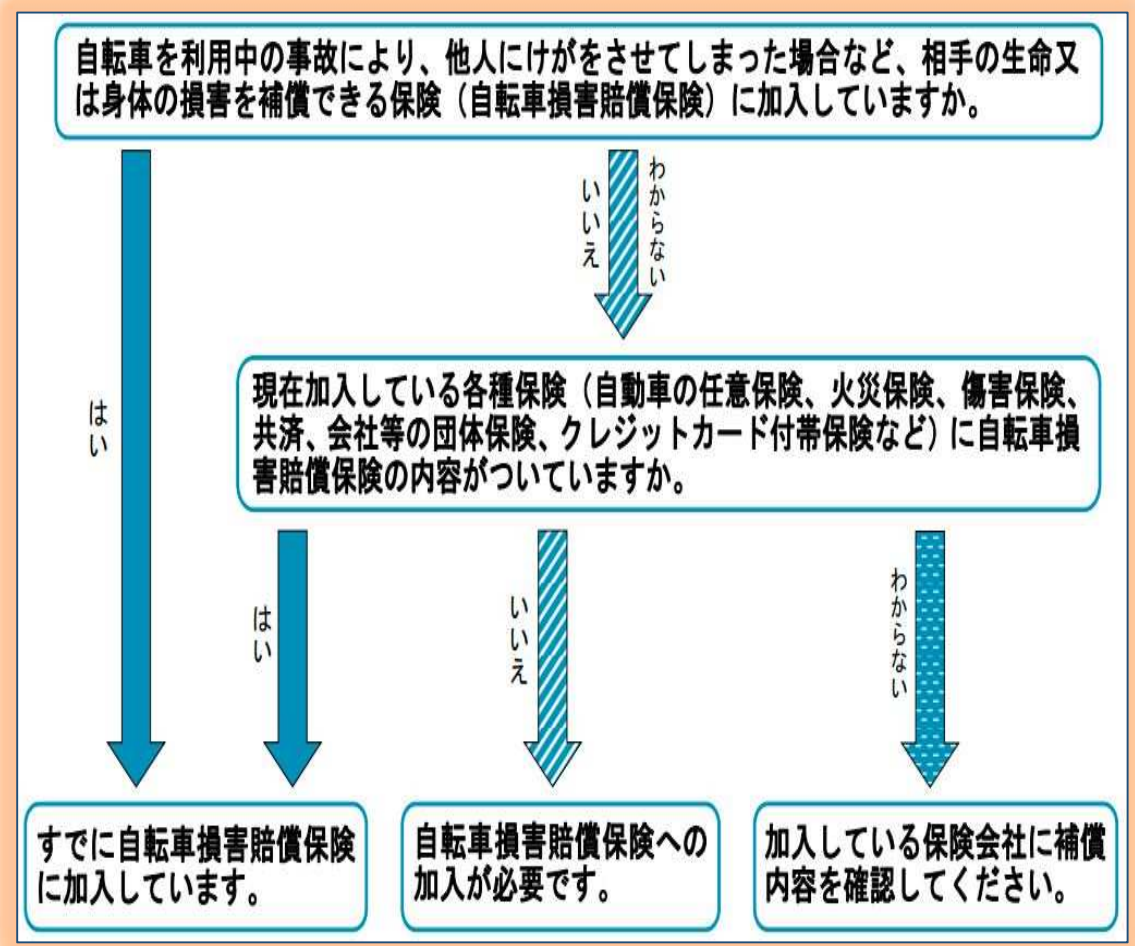
西宮市
キャラクター
みやたん

【自転車保険】 入っていますか？



西宮市キャラクター みやたん

兵庫県では
「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」で、
県内で自転車を利用する場合、自転車損害賠償保険等への
加入を義務付けています。
※平成27年(2015年)10月1日から義務化



（ 加入確認シート、兵庫県HPより ）

交通ルールを守って、自転車事故をなくしましょう！